

サッチャリズム教育政策とその背景
— 政治経済的条件からの概観的考察 —
Some General Thoughts on the Education Policy of the Thatcher
Administration in the UK:
From the Perspective of Political Economy

山口 裕貴^{※1}

キーワード： 教育予算、コンプリヘンシブ・スクール、地方教育当局、GCSE

Keywords： education budget, comprehensive school, Local Education Authority, GCSE

Abstract

On April 8, 2013, British ex-Prime Minister Margaret Thatcher, known as “the Iron Lady”, died. She was a strong politician whose legacy is quite mixed. However, she is widely considered one of the most influential British prime ministers.

In 2006, in Japan, the Fundamental Law of Education which had remained unchanged since its enactment was revised under then Prime Minister Shinzo Abe. At the time, he was said to have been considerably influenced by Thatcherism.

In this report, I focus on the education policies of Thatcherism and as well as its political and economic background. Also, I examine whether Prime Minister Abe’s present (as of November 2013) education policies bear some similarities to those of Thatcherism.

はじめに

2013年4月8日、「鉄の女」と称された英国元首相マーガレット・サッチャー (Margaret Thatcher: 1925-2013) が死去した。サッチャーはその強硬な政治手法から、首相在任中、そしてその後においても毀誉褒貶の二分した評価を与えられた。当時、深刻であった国家財政を健全化し、英国経済を立て直した救世主として、国内外の新保守ならびに新自由主義の政治経済論者から高評価を得ている一方で、失業者の増大と地方経済の不振を招いた張本人、非情な政治家という低評価も同居している。サッチャーの政策は、露骨なほどに富裕層優遇策であったため左派からの評価はきわめて低く、同時に、旧来の保守派からも、古き良き英国の伝統を破壊したとして大いに批判された。とはいえ、サッチャーの首相就任から間もない1980年、合衆国大統領となったロナルド・レーガンも新自由主義政策を

※1 YAMAGUCHI, Yuki 桜美林大学総合科学系、健康福祉学群

数多く打ち出し、ニュージーランドでも、デビッド・ロンギが新自由主義を主導する。また、日本においても、1982年に首相となった中曽根康弘により、サッチャーと同趣旨の行政改革が行われた。

2006年、戦後に制定されて以来、一度も手をつけられることのなかった日本の教育基本法が改正される運びとなった。当時、この改正案を積極的に打ち出した安倍晋三首相も、上述の事例と同様、「サッチャリズム」（サッチャーによる政治哲学とその手法）を大いに参考にしたとされている。

そこで本稿においては、上述のような影響力をもちえたサッチャリズムの、とりわけ教育に関する政策に焦点を当て、それをもたらした政治経済的な背景について概観し、サッチャリズムに存する特質の一端を整理する。この作業を経ることで、現在（2013年11月）の安倍政権下における教育再生実行会議（鎌田薫 座長）の議論対象（教育委員会のあり方の見直し、センター試験の廃止を含む学力テストの制度改革、大学教育のレベル底上げ論、「6・3・3・4制」の見直し、教員養成の高度化、英語教育の早期化、道徳の教科化など）に、サッチャリズムと類似する点があるか否かという検討課題に対し少なからぬ示唆を得られるものと考えている。

サッチャー時代の英国の状況

(1) 政治経済の側面

サッチャーが1979年に保守党党首として労働党から政権を奪取し、新政府を確立させて以降の英国内における政治経済そして教育に関する諸動向を以下、整理する。

戦後最大規模の教育改革がサッチャー政権により断行された事実において、英国社会自体は、この改革をもたらすだけの条件をもち合わせていたのだろうか。まず、政治状況に関してだが、一般に、政治的動向においては、多く経済的視点がそれを左右することは改めていうまでもない。サッチャーは保守党の野党時代の党首として、イギリスは目を覚まさないといけないこと、共産主義勢力の前進が人々の生活様式全体を脅かしていること、労働党が長く政府に留まれば、それだけこの国は脆弱になることを力説している¹。サッチャーは、「英国はもはや偉大な大国ではない」という一部の意見をことさらに否定した。彼女の考えによると、英国が以前もちえた強大な力が衰退してしまった理由には、不可避的な面と可避的な面の両方があるという。前者は、いわゆる超大国の登場によって引き起こされたものであり、後者は、労働党政府が着手してきた政策過程によって生み出された、結果としての経済的衰弱である。サッチャーはこうした論のもと、保守党党首の立場から、「保守党には、イギリスの大衆から、長引いた鎮静状態の影響を一掃するという重大な課題がある」²ことを常日頃から肝に銘じて、その達成を彼女の政治の中核としていたのである。そして、サッチャーと彼女の支持派の面々がもっとも挑戦したいと望んだことの一つは、労働党政策に代表される社会民主主義的傾向に対して妥協姿勢をみせる一部の保守

党員らの「黙認」であった。

サッチャーの政治政策には、「ニュー・ライト」の思想家にみる「新リベラリズム」を取り入れて、「大きな政府」の存在を、「小さいが強力な政府」に変換しようとする動向があった。簡単にいえば、徹底した行政改革による国家財政の縮減と、計画経済の廃棄、市場原理の導入による社会の活性化をねらいとするものであった³。サッチャーは、きわめて単純な理論、すなわち、計画ではなく市場を、平等ではなく自由を、団体ではなく個人の権利を優先することによって、また、徹底した公共支出の引き締めを行うことによって、これまで労働党政府によって推進されてきた福祉国家体制を、大胆に解体する政策をみせるのである。このようなサッチャリズム財政の基本方針は、政府支出の削減と減税であり、それは福祉国家を根底から覆す可能性を有するものであったといえよう⁴。

サッチャーのモデルとする社会は、19世紀ヴィクトリア時代における大英帝国にあった。サッチャー率いる保守党が11年間という長きに渡って政権を維持できたのは、労働党が保守党の立場を脅かすような代替案を一向に提出できなかったことが大きな一因である。社会民主主義政党としての労働党が、結局は「国家独占資本主義体制の下で国家主義を強めていった」⁵ことに対して、民衆の反感が強まったのである。逆に、民衆のもつ一般常識に訴えながら、法と秩序による社会建設という方向性を打ち出したサッチャリズムは、権威主義的であるが人民主義でもある政策として、民衆におおむね好意的に認識されたのであった。こうして、保守党は民衆の支持を獲得し、既存の社会主義的国家は事実上、崩壊したのである。また、保守党の支持にまわった多数の労働者の存在がサッチャリズムにとって大きな力となっていたことを見逃してはならない。すなわち、労働者階級の根底とされる肉体労働者のもつ文化と、サッチャリズムの理念とが共通性を有していたのである。それは、肉体労働者にみられる「マッコの強調、父親或いは成年男子の圧倒的優位、家を支える母親像」⁶などは、彼らが典型的なヴィクトリア時代の家族像を現代においても維持している唯一のグループであることでも読み取れる。それはつまり、サッチャーが愛し、主張した理想的な家族像であったといってもよい。法と秩序に対する従属的な性質は、父親の発言力が強い家族でのみ養うことができるとサッチャーは強く信じていた。しかしながら、労働者の全体像をみると、彼らのような肉体的労働者の存在は、もはや少数派にとどまっているという現状がある。

1980年代の英国は、サッチャリズムの下で、産業の空洞化、低賃金不安定労働の拡大および失業率の増加状況に直面し、それに伴う都市暴動の頻発、伝統的価値観の揺らぎ、青少年問題などが噴出していた⁷。そうした状況のなか、産業部門に対するサッチャーの態度は、それまで制度的に確立していた英国内の産業振興へのアプローチを大幅に転換させようとするものであった。地域格差の拡大防止政策を廃止したことがその一端である。サッチャー政権下において栄えた産業は、農業、流通、運輸通信などであり、逆にその躍進を停止した産業は、エネルギー・給水、製造工業、建設であった⁸。このことは、英国経済における脱工業化とサービス産業化が、サッチャリズムによって強力に推し進められ

たことを物語っている。それは、工業の荒廃を招き、金融機関の繁栄をもたらした。そして結果的に、雇用増加の目的にはまったく不利な事態を生じさせてしまったのである。1970年代から80年代の前半にかけて、英国では失業問題の深刻化が一気に進み、ピーク時の1986年には、「イギリス全土で11.9%、実に332万人が職を失っていた」⁹のである。労働雇用を増加させるためには、輸出率を伸ばし、輸入率を抑えることが肝要なのは自明である。労働党時代には、以前に比べて輸出成長率が15.1%増加し、それに伴って輸入成長率が18.0%の増加となったのに対して、サッチャー時代の前半には、輸出成長率が8.6%に減少したにもかかわらず、輸入成長率が17.5%となっている。すなわち、サッチャリズムにおける輸出入政策は、いわゆる理想的な状態とはまったく逆の方向に進んでいたのである。とはいえ、サッチャー時代の後半には、経済立て直しへの期待が周囲から多くかけられ、事実、1980年代後半に至ってGNPが年間で3～4.5%の成長率を示し、EC諸国中もっとも高い経済成長を記録したのであった。この期間の経済事項としては、北海油田の開発進行によって英国内における石油需要をほぼ完全に満たせるようになったことと同時に、それが輸出されるようにもなったことが第一に挙げられるであろう¹⁰。

サッチャーの独創的なスローガンは、社会のあらゆる分野において改革を呼び起こした。そのスローガンとは、「他に道はない」という意味のTINA(There is no alternative)や、「何も新しくはない」という意味のTINN(There is nothing new)である¹¹。サッチャーはこれらスローガンを社会に一般化させようとした。「イギリスを蘇らせるには、もはや一時も無駄な時間は許されない」¹²という自己暗示のもと、公共部門の縮小をはじめ、労働組合の政治的影響力の排除、外国資本の導入や規制緩和による雇用場面の拡大など、経済に対するあらゆる角度からの既得権益排除を断行したのである¹³。かたや労働党側は、常にこうしたサッチャリズムによる強行策の連続に押されっぱなしの状態となっていた。労働組合や地方自治体および地方教育当局といった地域を代表する権利組織に対しての権限縮小政策が、有無もいわず執行されたのだった。さらに1980年代の後半、サッチャーはますますニュー・ライト的思想に支配され、市場経済主義的な政策への傾向を強めていく。しかし、イングランドやウェールズの都市に特徴的にみられる産業の低落と社会的な混乱は、「資本主義的市場経済の衰退というよりも、むしろ国家の介入によって生じた」¹⁴結果だとして、ニュー・ライトに対する批判が徐々に表面化してきていた。

(2) 教育の側面① ー教育費の削減ー

以上みてきたサッチャリズムによる政治経済政策は、少なからぬ影響を教育分野に与えた。1980年代、政府は教育管理に強い関心をもちはじめ、多文化主義教育を実行してきた地方教育当局と、教育の国家管理を主張する政府が、その支配権をめぐる睨みあうこととなった¹⁵。いわゆる教育の反動化を招いた1980年代の政治経済そして社会に関する諸問題を列挙すると以下ようになる。伝統的な製造業の衰退、サービス業とコンピュータ産業の成長、市場生産の選択と分化の範囲の増大、私有化あるいは下請けを用いた国家

サービスおよび機能の規制緩和、弾力性の増大と労働組織の分散、新しい情報技術への移行、ニュー・ライトの支配する市場経済主義的な政策への傾向、ニュー・ライトによる人種差別主義の登場、階級・人種・宗教・言語などの問題から決別した消費者としての個人の概念¹⁶、である。

1979年にサッチャー率いる保守党が政権の座に就いた時分には、教育制度の構造に抜本の変更を求めるような兆しはなかった。おおまかにいえば、サッチャリズム教育政策は、その出発点において、「ほとんどラディカルではなかった」¹⁷のである。しかし次第に、前労働党政権による教育政策の逆転的改善、すなわち、中等学校総合制化のための強制法の廃止や、パブリック・スクール（特権階級子弟が学ぶ私立の寄宿制中等教育機関）などの独立学校に対する国家の直接補助制度の復活などを、その政策に盛り込みはじめたのである¹⁸。

さらに、1970年代後半から1980年代にかけて、英国内における経済不況が目立ちはじめてきたことを受け、公共支出削減を推し進めるサッチャー政権は、経済政策の攻撃的として教育分野を選んだ¹⁹。教育分野は、国家予算に占める割合が大きなものの一つであったがゆえに、サッチャリズムによって教育支出は大幅に削減された。具体的には、大学補助金および地方交付金の削減、学校給食生徒徴収金額の地方自由化などが挙げられる²⁰。これでは教育サービスの向上はおろか、現状の維持すらままならないという声の方々から聞こえ、サッチャー率いる保守党の議員の間にも、「政府は一つの世代の教育をめっちゃめっちゃにしまっている」²¹という意見が出されるまでになった。サッチャリズムの特質からいえば、公費削減のためには、本来公的な形で行われるべき事業の大部分を民間に委託し、その活力を利用するという名目で当該事業を公費部門から外すことになる。そして、その外された部門が、私的企業の活動の自由によって保障されることになる。教育という事業が、私的企業の営利活動の対象として見据えられるのである。このような構想が、サッチャリズム教育政策にみる、財界主導的ともいうべき基本姿勢の一つとなっている²²。つまり、経済界のイニシアティブのもとに公教育部門を解体し、私的活動の目標としてみようとする点こそが、自由化理論のもっとも基本的なねらいであることをここで再認識しておきたい。

1981年以降のHMI (Her Majesty's Inspector of Schools) による年次報告は、教育費削減によって引き起こされた教育水準の低下に対して警鐘を鳴らし続けている。1981年の同報告では、教育費の削減によって、イングランド、ウェールズの20%の学校は教員不足で深刻な状況に陥っており、授業のできない教科が出現している点、初等学校の科学・算数・工芸・体育・音楽など、そして中等学校の古典・ロシア語・地質学などの授業が減少し、優秀児、不振児への特別指導が縮小されている点、80%の地方教育当局において、教科書、教材、学用品、設備、備品の購入予算が不足している点を指摘している²³。そして、1982年の報告では、教育状況のさらなる悪化を示し、取り返しのつかない損害を与えていると警告している。

(3) 教育の側面② - GCSE の導入 -

英国では、初等・中等教育をとおして、生徒の進級や進学の際に行われる選抜試験は存在しない。その代わりとして、義務教育修了年齢の16歳時に行われる「GCE-O レベル」(General Certificate of Education-Ordinary level) と、18歳時に行われ、大学進学のために必要となる「GCE-A レベル」(Advanced level) とが設定されている。大学や中等学校関係者らで構成された試験委員会の主催で行われるこの試験の内容は、全国的に標準化されている²⁴。GCEはアカデミック教科を中心に試験が行われるため、より実践的な教科も評価できるよう、「CSE」(Certification of Secondary Education)が1966年に導入されている。しかし、GCE、CSEという2つの試験制度の格差問題が顕現化したことで、1986年から、GCE-O レベルとCSEを統合した「GCSE」(General Certificate of Secondary Education)が導入され、その初回実施が1988年に行われた。ちなみに、GCE-A レベルは従来どおり実施されており、1989年からは「GCE-AS レベル」(Advanced Supplementary level)が導入されている。AS レベルは、「A レベルの半分の履修時間で学習できる内容」²⁵となっており、高等教育機関への入学に際しての取り扱いについては、通常、AS レベル2科目が、A レベル1科目に相当する。

GCSEは、16歳時の生徒が、所定の科目で基本的かつ網羅的な課程を修了したことを証明する役割を果たすものである²⁶。生徒が受験する科目数は個々の能力によって異なるが、2、3科目のこともあれば、10科目におよぶこともある。また、GCSEの試験科目には、生徒の能力の実態に応じられるように、難易度が異なる複数の試験が用意されている。評価は、科目ごとにAからGまでの7段階で示され、Gに達しない生徒は不合格となる²⁷。GCSEでは、2週間におよぶ筆記試験のみならず、各科目のコースワークが成績評定の対象となり、それは当該科目の担当教師によってテストや観察、課題への取り組み状況などに基づいて行われる。これを使用することで、地理におけるフィールド・ワークや、科学、物理の実験にみられる能力についても、GCSEの評定に組み入れることができるのである²⁸。単なる知識の獲得だけでなく、生徒の探求能力や検証能力、コミュニケーション能力に代表される実際能力、問題解決能力などを視野に入れた評定方法は、わが国の試験制度と比較してみても、そして今後のグローバル社会に根差したあり方としても、大いに注目すべきものといえよう。

GCE-O レベルは、一部の生徒を除いて、非常に難易度が高かったといわれている。過去の生徒の大半がGCEより難易度の低いCSEを受験していた学校では、当然CSEに照準を定めた授業を展開してきた。したがって、そのような学校の生徒がGCE-O レベルを受験することはきわめて困難であったといわざるをえない。しかし、GCSEの導入で、多くの学校がGCSEの水準に合わせた授業を行うため、不公平の事態は起こりにくい。英国においては、教育の地方差や学校差が大きな問題となることから、GCSEのような全国的な統一的水準の設定は多大なる意義を有しているといえるのである²⁹。GCSEの導入で、試験が中等教育段階のカリキュラムのあり方をこれまで以上に強く規定することになると

も考えられるが、ここで忘れてはならないことは、GCSE ではカリキュラムのあり方によりよい影響を与えようとして試験の構造が工夫されている点である³⁰。とはいうものの、かたや、ジョゼフによれば、「一本化された試験制度が導入されても、40%の子供は対象外となる」³¹ののだという。こうした深刻な事実もまた忘れてはならない。

(4) 教育の側面③ ー総合制化への攻撃ー

1960年代および1970年代はじめ、大衆の賛同を得て実施に移された、中等学校の総合制化などの進歩的政策が、サッチャー時代には一部の人々から反対を得る事態となった。とりわけ伝統主義者、保守主義者からの反対の声が大きく、さらに大企業の経営者たちが前時代の教育制度を批判した。英国経済の失敗は、教育の悪さが原因ではないかと非難しはじめたのである³²。マスコミも次第にこの議論へ加わり出し、学校や教師を鋭く批判するようになった。そこでの論調は、英国の地盤沈下の一因は、労働者の質の低下、国民の学力の低下にあるというものであった³³。教育批判を展開した産業経営者や政治家たちは、教育そのものを、英国の産業衰退の責任を負わせるための「手近な生け贄の山羊」³⁴とみなし、産業界から教育界への要請として、子どもたち一人ひとりが高度な技術と知識をもつよう要求したのであった³⁵。

こうした教育への批判の高まりのなか、サッチャー政権誕生の直前まで政権を握っていた労働党のキャラハン (J. Callaghan) は、1976年、オックスフォード大学において教育に関する演説を行った。この演説を含め、この年、英国全土に「教育大討論」(the Great Debate on Education) が惹起した。キャラハンはその演説において、「学校からの新卒者がしばしば仕事をするのに必要な、基本的道具を持っていない」³⁶という産業界の不満を認め、今日の教育は、過去に要求されてきたものよりも数段高い学習水準が求められているのであって、その水準に満たない者は職を得られないだろうと主張している。彼はこうして、学校の教育水準に不満を表明したうえで、財源を巧みに利用し効率的な教育活動を確保することや、基礎的技能を身につけさせることを目的とした「コア・カリキュラム」の設定、また「適正な全国的成績の水準を維持する」³⁷ための監査方法のあり方にも言及したのであった。つまり、これまでの「インフォーマルな教育の見直しや、カリキュラム基準の設定の必要性」³⁸を、この演説によって仄めかした形になったのである。

保守党は野党時代から一貫して、中等教育の総合制化に対する多様な攻撃を展開してきた。それは、戦後の社会民主主義にもとづく社会計画の支柱であったコンプリヘンシブ・スクール (選拔を行わず地域内のすべての生徒を対象にする総合制中等学校) というシステムに対する挑戦でもあった³⁹。ここでいう社会計画とは、異階級の子どもたちを同じ学校に通わせることによって社会的平等を実現させようというものである。保守党は常に、労働党政策を社会計画と見なし、自由市場の思想に反するものとして批判の対象としてきたのであった。また、野党時代の保守党は、総合制化への痛烈な批判を行っている。その矛先はやはり労働党が推進してきた平等主義にもとづく教育政策であったのだが、とりわ

け激しい非難の的としたのが、総合制の再編成に関する次の5点の事項であった。①子どもは本来、本質的に善ではない。したがって、彼らには明確な判断基準を有する親や教師による厳格かつ臨機応変な躰が必要となる。あまりに多くの自由を子どもに提供することは、利己主義、ヴァンダリズム (vandalism: 美しいものや尊ぶべきものを破壊もしくは汚染する行為)、さらに個人的不幸をもたらす。②非競争的な性質が学校を支配し続けるならば、諸外国との激しい経済競争に直面した場合に、英国の生活水準を維持できない世代をつくり出すこととなる。③教育機会に恵まれない地域の子どもたちを救済する最善の方法は、彼らに識字力と数能力を身につけさせ、その潜在能力を発達させることである。④選抜を行わなければ、教育機会に恵まれない地域の優秀な子どもにとっては真のアカデミックな教育を受けるチャンスがほとんど存在しない。⑤機会の平等もしくは社会的平等のどちらかは実現できる。しかし両方は実現できない。社会的平等は、優秀な子どもたちを抑圧してしまう。

保守党の主張は、コンプリヘンシブ・スクールの存在が、英国の経済発展に貢献するはずの才能の育成に失敗しているという前提に立ち、中等教育の選抜的システム、すなわち三分岐システム (イギリスの複線型教育として、グラマー・スクール、テクニカル・スクール、モダン・スクールの3校種を設定し、子どもの能力や適性に合わせて分離して教育するという、1947年に発足した三分岐制の中等教育制度) への回帰を要求するものであった⁴⁰。上記⑤に示したように、中等教育総合制時代の社会的平等の概念は「批判的に再定義された」⁴¹のである。保守党の思惑はとりわけ、グラマー・スクール (中世以来イギリスで発達した中等学校) を復活させることにあった。グラマー・スクールの伝統をコンプリヘンシブ・スクールが維持できているのか、グラマー・スクールの消滅によって学校の教育水準は低下していないか、総合制化が英国の将来の経済に破壊的な影響を与えるのではないか、という疑問が多く労働党へ投げかけられた。この線に沿って保守党は、子どもの優秀性を凡庸性へと貶めること、そして、優秀な子どもたちにフラストレーションを生み出させることは厳に避けなければならないと豪語している⁴²。コンプリヘンシブ・スクールは、親や地域の関心を無視し、教育における凡庸さを助長し、学力の低下を招いていると見なされた。こうしてサッチャーは、教育における選別方法を強化ないし再導入しようと試みた。それは能力別学級編成を行い、教育の多様化を全般に行き渡らせようとするものであった。先にみたキャラハンの演説は、保守党が主張する立場と区別しにくい。それはいわば、保守党によるコンプリヘンシブ・スクールへの攻撃を「追認するような役割」⁴³を演じたといえよう。

1980年代に入っても、コンプリヘンシブ・スクールに関するいくつかの調査がなされた。そのなかには、中等教育総合制化に対して否定的立場をとる組織によるものもあった。その代表的なものは、「教育水準に関する全国審議会」(National Council for Educational Standards) の調査である。これは、コンプリヘンシブ・スクールの GCE ないし CSE の成績が選別的システムのものより劣っていることを明らかにした。1983年の調査では、

コンプリヘンシブ・スクールの生徒の成績は、全国平均より10%程度低く、その傾向はほぼ全教科に共通にみられた。さらにOレベルの合格科目数についても、グラマー・スクールやモダン・スクールの生徒のほうが、コンプリヘンシブ・スクールの生徒よりも約40%程度多いという結果が表されていた⁴⁴。「教育水準に関する全国審議会」は、コンプリヘンシブ・スクールの生徒にみられる明白な低学力の背景には、学校自体の大規模性や、一つの学校では達成が困難であると想定される多様な目的的要求、そして混合能力学級編成や児童中心主義の重視などが存在しているとしたうえで、結果的に低学力を生み出した原因を、コンプリヘンシブ・スクールの特質そのものに帰したのである⁴⁵。

イングランド地方において、コンプリヘンシブ・スクールをグラマー・スクールとモダン・スクールに分離したり、新しくグラマー・スクールを設けたり、廃止されたイレブン・プラス（小学校卒業年次に受ける選抜試験）の復活や、広域選抜による最優秀生徒のための中等学校の設置が提案されるなど、非総合制化の動きが拡大し、紛争が勃発したこともあった⁴⁶。しかし、保守党サッチャー政権によるコンプリヘンシブ・スクールへの攻撃は、保守党員たちの思うような結果を示すことなく終わった。グラマー・スクールの復活をもちかけられた地域の住民はその実行を完全に拒否したのである⁴⁷。そうした地域には保守党勢力が支配している地域も含まれており、政府は教育制度を変革するための試みを放棄せざるをえない状況に陥ってしまった。こうして1980年代後半に、中等教育段階の総合制化はついに完成に至った。

英国における初等中等教育は、長年にわたり地方教育当局によって運営されてきており、中央政府は高等教育部門のみ管轄してきた。地方教育当局の大半は労働党の支配下にあることから、この体制が続く限り、サッチャー政権は教育部門を統制できないものと見なされた。しかし、サッチャーがモットーとする効率主義のあり方は、頂点にある自分と末端にある大衆の間に、主義を異にする労働党勢力が介入することをけっして許諾しない。会社を経営するように政治を遂行しようとするサッチャリズムにおいては、効率性こそが民主主義にも優る概念として君臨する。邪であると判断する事柄に対して寛大さを示すことは悪であり、邪に対して怯むのは卑怯以外の何物でもない、とサッチャーは考える。こうした思想は、ほかならぬ父から授かった「倫理綱領の第1条」⁴⁸であった。

(5) 教育の側面④ 一地方教育当局の権限縮小一

英国最大の地域であるイングランドの地方行政は、わが国でいうところの県レベルに相当するカウンティ（county）と、区レベルに当たるディストリクト（district）から成る二層的な構造を有しており、それぞれに参事会としてのカウンシル（council）が設置されている。地方教育当局とは、組織の実態としては一般行政単位であるカウンティのカウンシルを指す。いうまでもなく、カウンシルの所掌する領域は、教育に限られるものではない。それは「社会福祉、消防、警察、都市計画等、多岐に亘る」⁴⁹のだが、教育行政の機能にのみ着目した場合に「地方教育当局」と呼ばれるのである。地方教育当局は、「1944

年教育法」により、各地域において直接に教育を提供する義務を負うものとされた。その権限的任務は、基本的に、初等中等学校の設置および維持、学校施設の整備である。また、就学を促進するため、必要に応じて子どもの通学手段を提供することや、親に対して、義務教育への就学を督促することも地方教育当局の任務の一つである。さらに、関係法律の枠内において、「各学校の理事会及び校長と協議の上、理事会規程を定める」⁵⁰ ほか、学校の管理運営に当たっての、地方教育当局、学校理事会および校長の権利や義務に関する学校管理規則を定めることになっている。地方教育当局は、保守党、労働党、その他の政党という党派政治にほぼ完全に支配されており、そのメンバーは党員で成り立っている⁵¹。

こうした地方教育当局の特徴ないし権限に対して、サッチャーはどのような対処を施したのか。サッチャー政権誕生の翌年、すなわち 1980 年に出された教育法の規定では、学校の施設、人員を支配していた地方教育当局の権限を弱め、中央政府の権限を強化し、そして、教育界における競争と選択の自由を奨励している。また、ニュー・ライトの新リベラリズム思想がその勢力を伸ばしたことで、サッチャー政権は教育の自由化を唱えはじめ、結果、教育に市場原理を導入した。さらに、保守主義的理念によって、教育の国家統制、すなわち中央集権化を徐々に強めていった。つまり中央政府は、地方教育当局のもつ教育支配権を濟し崩しにしていったのである。

こうして地方教育当局の権限縮小化がなされていくわけだが、それは、個々の学校に対して大幅な自律性を与えるという方向性のもと行われたものであった⁵²。結果、地方教育当局は各学校に対する種々のサービス提供を行う機関としての性格をもつことになった⁵³。当局の役割は、地域のすべての子どもが義務教育を受けられるように保障することであり、このためには、ある地域、ある子どものために、ある種類の学校を設立することが必要となる。つまり、何らかの理由で市場原理が特定の個人的ニーズに応ずることができない場合に、政府は地方教育当局をとおして、そこに生じるギャップを埋めなければならないのである⁵⁴。当局の任務は結果的に「単なる補助的なもの」⁵⁵に限定されてしまうこととなったのである。サッチャーはこれについて、「監視と助言の役割だけを残す、ゆくゆくはその役割さえ消えるかもしれない」⁵⁶と述べ、地方教育当局の権限とはごく僅かなものであることを仄めかしている。

地方教育当局の行うサービスとは、特別な教育的ニーズ (special educational needs) をもつ子どもの認定や、教育福祉サービスの提供、通学輸送などである。政府は、公的学校の運営に関して、教育関係省庁による直接的管理を意図していたのである。これら政策に対し、地方教育当局の組織団体である「カウンティ・カウンスル協会」は、過去半世紀にわたって価値あるものと判断されてきた地方民主主義と学校との結びつきや、地方の学校教育に関与する主教管区 (bishop' s diocese) などと地方教育当局との関係、学校に対する地方教育当局の支援サービスによる一連のネットワークは衰退し、最終的には死滅してしまうとの見解を示したのだった⁵⁷。ロンドンには ILEA (Inner London Education Authority) と呼ばれる巨大な地方教育当局が存在していたが、これに対してもサッチャー

政権は効率性重視の政策を強行した。ILEAのような巨大な組織が、そのなかに位置する小さな町の住民に対応していくのではなく、それぞれの町がそれに当たるようにすることで一層サービスは効率的なものになるとし、ILEAの解体を図ったのだった。

個々の学校に大幅な自律性を与える一環として、「学校理事会に財政運用の権限や、教職員の任免権を与え」⁵⁸ていくことが、同時に、地方教育当局の権限縮小を意味するものとなることは既述のとおりである。しばしば地方行政組織と国家が争い、ときに訴訟へと連れ込むことも稀でない英国においては、国家が地方の権限を縮小して各学校理事会の権限を拡大していくという展開は、すなわち、政府が親の学校選択や学校参加をとおして、国家財政の効率化や教育における自由競争の導入に代表される政策を、地方を飛び越えて、いふならば地方教育当局の意見を無視して実現させようとしていることを意味しているのである。

おわりに

ここまで、サッチャリズム教育政策に大なり小なり影響を与えたと考えられる政治経済的、そして教育的な背景について概観してきた。サッチャリズムの教育への政策的特質は大方、「教育予算の削減」「画一的教育の是正」「地方分権から中央集権へ」「試験制度の再整備」といったところに見出せよう。「平等」の価値以上に「効率」の価値を重視するその姿勢に、多くの英国国民はサッチャーを批判、揶揄したものだが、いまではその冷酷非情さも賞賛される場所となっている。

現在のわが国の教育政策も、安倍政権下の教育再生実行会議において、教育委員会のあり方の見直し、学力テストの改革（センター試験の廃止）、大学教育のレベル底上げ論、「6・3・3・4制」の見直し、教員養成の高度化、英語教育の早期化、道徳の教科化といったテーマへの強行姿勢が取り沙汰されている。第一次安倍内閣の当時、教育基本法の改正（2006年）が断行された。そこでは、主として規範意識の醸成と伝統の尊重がテーマとなっていたが、その後、民主党との政権交代を経た現在の安倍政権下にみる教育政策の特徴は、学力と教育力の向上、そしてグローバル化への対応が主たるテーマとなっている。この、いわゆる「安倍教育再生政策」について、本稿でみてきたサッチャリズム教育改革と類似するものと判断できるのは、「教育委員会」、「学力テスト」、「学校」（エリート校の選別、大学の教育力向上など）についての制度案であろう。

日英両国の間に歴史への価値認識の違いや広く国民性の違いはあるだろうけれども、昨今の教育的テーマは、学力向上政策を筆頭に、国際的に共通するところがある。本稿でもみてきたとおり、学力向上政策には、学力レベルに応じた学校種選別の徹底、教育委員会からの指示に従属する形での画一的教育ではなく、競争的環境のもとでのオリジナリティ（各自治体の独自性）のあるカリキュラム設定、統一的で厳格な試験制度の設置が必要となる。サッチャリズムが断行したこれら諸政策と類似するテーマを、現在の安倍政権は教

育再生実行会議において議論の柱としている。そのテーマの中心は、国益の増大をもたらす国際的競争力（グローバル化に対応する能力）をもった若者を多く育成することであると理解できよう。その意味からも、第一次、第二次ともに安倍政権の教育政策においては、サッチャリズムの特徴である強硬な姿勢（改革断行）、中央集権と地方分権の分類的設定、国際的に優位な生徒・学生をより多く育成するという、これらヴィジョンをその参考指針として取り入れているものと推察できるのである。

<脚注>

- 1 A. ギャンブル著、小笠原欣幸訳『自由経済と強い国家－サッチャリズムの政治学－』（みすず書房、1990年）、p. 124。
- 2 同上、p. 125。
- 3 大田直子「サッチャリズムの教育改革－イギリス」佐藤学ほか編『世界の教育改革』（岩波書店、1998年）、p. 68。
- 4 森嶋通夫『サッチャー時代のイギリス－その政治、経済、教育－』（岩波書店、1988年）、p. 161。
- 5 大田「サッチャリズムの教育改革－イギリス」、p. 83。
- 6 同上、p. 69。
- 7 内海和雄「ナショナル・カリキュラムの背景とその内容」『体育科教育』46-11（1998年）、p. 119。
- 8 森嶋『サッチャー時代のイギリス』、p. 159。
- 9 窪田真二「イギリスの社会と教育」桑原敏明編『国際理解教育と教育実践3』（エムティ出版、1994年）、p. 27。
- 10 同上、p. 26。
- 11 J. Evans, B. Davies, “*Equality, Equity and Physical Education*”, in J. Evans, *Equality, Education and Physical Education*, The Falmer Press, 1993, p. 11.
- 12 佐久間孝正『英国の生涯学習社会－反サッチャリズムとこれからの日本』（国土社、1989年）、p. 125。
- 13 舟場正富『ブレアのイギリス－福祉のニューディールと新産業主義』（PHP 研究所、1998年）、p. 55。
- 14 G. ウィッティ著、井口博充訳「イングランドとウェールズにおける教育改革の動向－それは果たしてポスト・モダンの現象か？－」W. アップル、G. ウィッティ、長尾彰夫『カリキュラム・ポリティックス－現代の教育改革とナショナル・カリキュラム』（東信堂、1994年）、p. 69。
- 15 富岡次郎『イギリスにおける人種と教育』（明石書店、1998年）、p. 833。
- 16 同上、p. 833-834。
- 17 同上、p. 853。
- 18 水野國利『各年史イギリス－戦後教育の展開』（エムティ出版、1991年）、p. 182。

- 19 B. サイモン著、榊達雄ほか訳「イギリスの教育改革の現段階」B. サイモンほか編『現代の教育改革－イギリスと日本』（エイデル研究所、1987年）、p. 75。
- 20 水野『各年史イギリス』、p. 182。
- 21 同上、p. 190。
- 22 鈴木英一「現代イギリスの教育政策」B. サイモンほか編『現代の教育改革－イギリスと日本』（エイデル研究所、1987年）、p. 151。
- 23 同上、p. 151。
- 24 R. ウィルコックス著、大田直子訳「イギリス教育改革法の成立とその後」森田尚人ほか編『教育学年報2－学校：規範と文化』（世織書房、1993年）、p. 426。
- 25 文部省編『諸外国の学校教育－欧米編－』（大蔵省印刷局、1995年）、p. 167。
- 26 矢野裕俊「カリキュラムの比較－アメリカ・イギリスと日本－」石附実編『比較・国際教育学（補正版）』（東信堂、1998年）、p. 232。
- 27 文部省『諸外国の学校教育』、p. 167。
- 28 矢野「カリキュラムの比較」、p. 236。
- 29 森嶋『サッチャー時代のイギリス』、p. 149。
- 30 矢野「カリキュラムの比較」、p. 236。
- 31 大田直子「サッチャー政権下の教育改革」森田尚人ほか編『教育学年報1－教育研究の現在』（世織書房、1992年）、p. 339。
- 32 B. サイモン「イギリスの教育改革の現段階」、p. 75。
- 33 藤田英典「教育改革と人間形成空間の変容」祖父江孝男ほか編『日本の教育力』（金子書房、1995年）、p. 158。
- 34 B. サイモン「イギリスの教育改革の現段階」、p. 24。
- 35 同上、p. 91。
- 36 望田研吾『現代イギリスの中等教育改革の研究』（九州大学出版会、1996年）、p. 226。
- 37 同上、pp. 226-27。
- 38 同上、p. 227。
- 39 G. ウィッティ「イングランドとウェールズにおける教育改革の動向」、p. 71。
- 40 望田『現代イギリスの中等教育改革の研究』、p. 218。
- 41 J. Evans, “*Equality, Equity and Physical Education*”, p. 15.
- 42 望田『現代イギリスの中等教育改革の研究』、p. 219。
- 43 同上、p. 227。
- 44 同上、p. 228。
- 45 サッチャーも大規模なコンプリヘンシブ・スクールより、「比較的小規模の学校の良さを常々買っていた」という。M. サッチャー 著、石塚雅彦訳『サッチャー回顧録（下）－ダウニング街の日々』、日本経済新聞社、1996年、p. 174。）
- 46 水野『各年史イギリス』、p. 183。

- 47 B. サイモン「イギリスの教育改革の現段階」、p. 23。
- 48 森嶋『サッチャー時代のイギリス』、p. 145。
- 49 文部省『諸外国の学校教育』、p. 177。
- 50 同上、p. 178。
- 51 G. ウィッティ「イングランドとウェールズにおける教育改革の動向」、p. 101。
- 52 R. ウィルコックス「イギリス教育改革法の成立とその後」、p. 405。
- 53 望田研吾「イギリス」権藤與志夫編『21世紀をめざす世界の教育－理論、制度、実践－』（九州大学出版会、1994年）、p. 108。
- 54 S. Sexton, *Our Schools – A Radical Policy*, Institute of Economic Affairs, Education Unit, 1987, p. 39.
- 55 望田『現代イギリスの中等教育改革の研究』、p. 249。
- 56 M. サッチャー『サッチャー回顧録』、p. 183。
- 57 望田「イギリス」、p. 110。
- 58 窪田眞二『父母の教育権研究』（亜紀書房、1993年）、p. 184。